

# 速水寮細則

## 第1条 基本方針

- 1 速水寮細則では、寮生相互の責任において、節度ある舎生活を送ることにより社会生活のルールを学び、高校生の本分である勉学に専念するために必要な事項を定める。
- 2 舎生活を通じて自主、自立、友愛の精神を養うとともに、本校生徒としての自覚と責任を持ち、礼節を重んじ、明るく楽しい舎風を樹立する。

## 第2条 努力目標

- 1 規則正しい舎生活を送ることにより、基本的な生活習慣を身に付ける。
- 2 寄宿舎における個人学習、共同学習を通して、自学自習の習慣を定着する。
- 3 清掃、整理整頓に努め、清潔で美しい寄宿舎環境をつくることに努力する。
- 4 舎生相互の親睦をはかり、家庭的やすらぎのある寄宿舎環境をつくることに努力する。
- 5 自己管理、健康管理に留意し、心身ともに健康な生活をする。

## 第3条 舎生心得

### 1 風紀

- (1) お互いが挨拶を交わし、友愛、親睦の情を温める。
- (2) 寮内での服装は私服でもよいが、華美なもの、また生徒としてふさわしくないものは着用しないこと。
- (3) 寮内の風紀を乱す物品、図書・絵画・画像・動画等を所持してはならない。
- (4) 舎生相互間の金銭、物品、衣服、履物等の貸借交換はしてはならない。
- (5) 寮の施設設備は丁寧に扱わなければならない。また、紛失、損傷をさせた場所は原則として弁償する。
- (6) 許可なく寮に工作、付設をしてはならない。また、壁面、机その他すべての場所に傷をつけたり、落書きをしてはならない。
- (7) 寮内では静粛にすること。音の出る機器を使用する際は、イヤホン等を使用し、他に迷惑をかけてはならない。
- (8) 窓から物品を投げたり、また出入りをしてはならない。
- (9) 携帯電話は原則、各部屋でのみ使用を許可する。

### 2 点呼

- (1) 点呼は起床後（6:45）、門限（19:30）、点呼（21:30）、消灯時（23:00）の4回とする。
- (2) 点呼の方法は別に定める。

### 3 清掃

- (1) 清掃は舎生全員の協力によって行う。
- (2) ゴミの分別ルールを厳守する。

### 4 食事

- (1) 感謝の気持ちを持ち、食前食後には挨拶をする。
- (2) 朝食は各自で時間内にとることとする。
- (3) 食事は各自で残飯等の処理をし、所定の場所へ返却する。
- (4) 食卓、食器類は大切に扱うこと。また、食器類を各部屋へ持ち帰ることは禁止する。

## 5 入浴

- (1)入浴時間を厳守する。
- (2)貴重品の管理を十分に行う。
- (3)タオルを浴槽につけるなど他に迷惑のかかる行為をしてはならない。

## 6 自由時間

- (1)自由時間は計画的に活用し、他に迷惑にならないように心がけること。また、他の部屋への出入りは、許可を得て行うこと。
- (2)寮生のいない部屋への出入りは絶対にしてはならない。
- (3)異性の部屋及び区画への出入りは絶対にしてはならない。

## 7 外出・外泊・帰省

- (1)外出は放課後より門限（19:30）までとする。
- (2)外出、帰省の時は制服とする。ただし、近くでの買い物等舎監が認める場所はこの限りではない。
- (3)門限後に外出の必要が生じた時は、舎監の許可を得ること。
- (4)学校行事、部活動での対外試合等以外の外泊は原則として認めない。ただし、やむを得ない場合はホームルーム担任、舎監の許可を得ること。
- (5)帰省、外泊から帰舎した時は、必ず所定の手続きにより報告をすること。
- (6)帰舎時間に遅れる場合は、その旨を当直舎監に連絡し、帰舎後直ちに報告すること。

## 8 無線 Wi-Fi 利用

- (1)モバイル端末を用いた効果的な学習に取り組むことを目的として使用すること。
- (2)使用時間は 19:30～22:45 までとし、利用場所は談話室とする。
- (3)利用に際しては、「速水寮無線 Wi-Fi 利用規則」に従い、別紙様式による申し込みの手続きを取ること。
- (4)利用するときは、舎監に申し出ること。
- (5)その他、無線 Wi-Fi の利用に関することについては、「速水寮無線 Wi-Fi 利用規則」に従うものとする。

## 9 消灯・就寝

- (1)消灯後は静かにし、他へ迷惑をかけないこと。特に他室への入室、他室での就寝は厳禁とする。
- (2)延灯学習を希望する場合は、当直舎監に申し出て所定の場所で行うこと。ただし、24:00 までとする。

## 10 個人経済

- (1)舎生は経済観念を持って計画的な消費生活をしなければならない。
- (2)金銭の管理には十分注意し、多額の現金を舎内に置かないこと。

## 11 罰則

罰則については別に定める。

## 12 その他

- (1)危険個所への立ち入り、非常口からの出入りは許可がない限りしてはいけない。
- (2)印刷物の配布、ポスター類の掲示は舎監の許可を得ること。
- (3)テレビは自由時間に視聴するものとする。ただし、消灯 5 分前までとする。

付則

- 1 この細則は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この細則の改定は、職員会議を経て校長が決定する。
- 3 この細則は、平成 20 年 4 月 1 日より改正、施行する。
- 4 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日より改正、施行する。
- 5 この細則は、平成 28 年 10 月 4 日より改正、施行する。